

新たな取組みの概要紹介について

平成26年2月21日
熊本市健康福祉子ども局
障がい保健福祉課

熊本市障がい者サポーター制度の実施状況について(研修会・登録者数)

障がい者サポーター制度とは

これまで「障がい」について知る機会がなかったり、障がいのある人と接する機会がなかった市民の皆さんにも、サポーターの活動を通して障がいへの理解を深めてもらい、障がいのある人への支援につなげる取組み。また、サポーターの輪を広げることで「障がいがあってもなくても、誰もが能力を発揮でき、わくわくして暮らせる熊本市」の実現を目指す。

実施日	開催内容	参加者数	新規登録者数
第1回研修会(発足式) 平成25年12月8日(日)	・障がい者サポーターシンボルマーク表彰式 ・障がい者サポーター制度研修会 ・記念講演会(講演者:東京藝術大学美術学部教授 日比野克彦氏)	約300人	256人
第2回研修会 平成26年2月11日(火・祝)	・聴覚障がいについて(講演者:熊本県聴覚障害者情報提供センター 小野康二氏) ・障がい者サポーター制度研修会 ・「アール・ブリュット・ジャポネ展」ギャラリートーク	74人	32人



シンボルマーク



第1回研修会(発足式)の風景
於:熊本市現代美術館

登録者総数 約400人

(平成26年2月現在)

※上記研修会参加者のほか、出前講座等受講による登録者も含む

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律の概要

(平成25年6月13日成立、同6月19日公布)

精神障害者の地域生活への移行を促進するため、精神障害者の医療に関する指針（大臣告示）の策定、保護者制度の廃止、医療保護入院における入院手続等の見直し等を行う。

1. 概要

(1) 精神障害者の医療の提供を確保するための指針の策定

厚生労働大臣が、精神障害者の医療の提供を確保するための指針を定めることとする。

(2) 保護者制度の廃止

主に家族がなる保護者には、精神障害者に治療を受けさせる義務等が課されているが、家族の高齢化等に伴い、負担が大きくなっている等の理由から、保護者に関する規定を削除する。

(3) 医療保護入院の見直し

① 医療保護入院における保護者の同意要件を外し、家族等（*）のうちのいずれかの者の同意を要件とする。

* 配偶者、親権者、扶養義務者、後見人又は保佐人。該当者がいない場合等は、市町村長が同意の判断を行う。

② 精神科病院の管理者に、

- ・ 医療保護入院者の退院後の生活環境に関する相談及び指導を行う者（精神保健福祉士等）の設置
 - ・ 地域援助事業者（入院者本人や家族からの相談に応じ必要な情報提供等を行う相談支援事業者等）との連携
 - ・ 退院促進のための体制整備
- を義務付ける。

(4) 精神医療審査会に関する見直し

① 精神医療審査会の委員として、「精神障害者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者」を規定する。

② 精神医療審査会に対し、退院等の請求をできる者として、入院者本人とともに、家族等を規定する。

2. 施行期日

平成26年4月1日（ただし、1.（4）①については平成28年4月1日）

3. 検討規定

政府は、施行後3年を目途として、施行の状況並びに精神保健及び精神障害者の福祉を取り巻く環境の変化を勘案し、医療保護入院における移送及び入院の手続の在り方、医療保護入院者の退院を促進するための措置の在り方、入院中の処遇、退院等に関する精神障害者の意思決定及び意思の表明の支援の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。